

# 令和5年第2回杉戸町農業委員会総会議事録

日 時 令和5年2月24日(金)  
午後2時00分～  
場 所 杉戸町役場第1庁舎  
3階会議室

1. 開 会
2. 挨拶
3. 議 題
  - 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて
  - 2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地転用に関する承認を求めることについて
  - 3) 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
  - 4) 議案第4号 農用地利用配分計画(原案)に係る意見について
  - 5) 専決報告 農地法第18条第6項の規定による通知書について
  - 6) 専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について
4. そ の 他
5. 閉 会

## 農業委員

出席委員 14名

1番	井 上 清 一 君	2番	加 藤 互 君
3番	増 田 隆 司 君	4番	今 野 秀 明 君
5番	増 山 貞 男 君	6番	山 崎 勝 義 君
7番	間 中 健 太 郎 君	8番	濱 田 茂 君
9番	金 子 康 敬 君	10番	戸 賀 崎 邦 雄 君
11番	関 根 高 雄 君	12番	宮 田 邦 子 君
13番	後 藤 勇 君	14番	高 崎 勇 君

欠席委員 な し

## 農地利用最適化推進委員

出席委員 12名

1番	栗 原 勇 君	2番	鈴 木 徳 男 君
3番	國 井 茂 君	4番	張 ヶ 谷 一 郎 君
5番	岩 浪 一 宏 君	6番	高 野 清 美 君
7番	石 塚 正 弘 君	8番	日 下 部 敏 男 君
9番	鈴 木 和 雄 君	10番	田 中 均 君

11番 上原 一夫 君

12番 木村 忠由 君

欠席委員 なし

事務局

局長 大野 剛  
書記 黒川 武康

書記 小林 照敦

午後 2時00分

◎開会の宣告

○次長 それでは、皆さん、こんにちは。本日は総会にお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、始めさせていただきますと存じます。

開会に当たりまして、後藤会長よりご挨拶を頂戴いたしたいと思っております。会長、よろしくお願いいたします。

◎挨拶

○会長 (会長挨拶)

○次長 ありがとうございます。

なお、本日事務局長におかれましては、ただいま3月議会の真っ最中ということで、本日は欠席となっております。よろしくお願いいたします。

それでは、3番目の議題に移りたいと思っております。

議事の進行を後藤会長、よろしくお願いいたします。

◎議案第1号

○会長 それでは、暫時の間、議長ということで議案を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて、ナンバー1—1から1—6、あと2番、3番が関連がございますので、一括して説明をさせていただきます。

事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転に関する許可を求めることについて。

ナンバー1—1、深輪〇〇〇、田、1,403㎡。ナンバー1—2、深輪〇〇〇、田、354㎡。ナンバー1—3、深輪〇〇—〇、畑、371㎡。ナンバー1—4、〇〇〇—〇、畑、192㎡。ナンバー1—5、〇〇〇—〇、田、1,818㎡。ナンバー1—6、〇〇〇—〇、田、363㎡。合計4,501㎡。譲渡人、深輪、〇〇〇〇。譲受人、才羽、〇〇〇。譲受人面積、〇〇〇〇アール、労力、〇〇。取得理由、経営拡大。

ナンバー2、深輪〇〇〇番、田、682㎡。譲渡人、深輪、〇〇〇〇。

ナンバー3、深輪〇〇〇番〇、畑、147㎡。譲渡人、東京都江東区、〇〇〇〇。

ナンバー1—1からナンバー3につきましては、〇〇氏が経営拡大のため申請地を取得するものでございます。〇〇氏はトラクター等の農機具を所有し、農業経営は、臨時雇用を含めて〇〇人で年間行っております。通作距離につきましては、自宅から約2.7キロメートルの距離でございます。申請地は、大字深輪地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側付近でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を増山委員、一括して調査報告をお願いいたします。

○農業委員5番 調査報告いたします。ナンバー1からナンバー3まで一括して説明をいたします。

2月21日に〇〇〇〇氏宅に訪問してお話を伺ってまいりました。内容については、ただいま事務局の報告のとおりであります。〇〇〇〇氏は代々続く農家でありましたが、ご自身高齢になりまして、数年前から今住んでいるところと農地を処分いたしまして、便利なところに住みたいということで相談がありまして、その準備を進めたわけですが、今回〇〇〇〇氏が買い受けるということで話がまとまりました。〇〇〇〇さんも〇〇〇〇氏と兄弟でありまし

て、東京に住んでおられて、管理ができませんので、この機会に処分したいと同意されました。

また、〇〇〇〇さんも隣に住んでおられて、土地が一連でございますので、この機会に処分するという事で同意されました。

買受人の〇〇〇氏については、皆様ご案内のとおりでございます。

調査項目には問題ありません。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、ございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、ナンバー1からナンバー3、一括して賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第1号、ナンバー4-1から4-4、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー4-1、大字堤根字荒田〇〇〇〇-〇、畑、1,195㎡。ナンバー4-2、堤根荒田〇〇〇〇-〇、田、1,469㎡。ナンバー4-3、堤根荒田〇〇〇〇、田、1,225㎡。ナンバー4-4、堤根荒田〇〇〇〇、田、875㎡。合計4,764㎡。譲渡人、堤根、〇〇〇。譲受人、宮代町、〇〇〇。譲受人面積、〇〇アール、労力、〇人。取得理由、経営拡大。

こちらにつきましては、ナンバー4-1から4-4、〇氏が経営拡大のため申請地を取得するものです。なお、こちらの土地は利用権設定が令和5年12月31日まで設定しておりますが、こちらは2月9日をもって合意解約が提出されておられて、今回の所有権の移転に至ったものでございます。

〇氏はトラクター等の農機具を所有し、農業経営は〇人で行っております。通作距離につきましては、自宅から約7キロメートルの距離にございます。申請地は、大字堤根地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の北側付近にございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

調査報告につきましては、濱田委員をお願いします。

○農業委員8番 それでは、調査報告をいたします。

譲渡人の〇〇〇さんにつきましては、2月18日午前中、ご自宅にお邪魔しまして調査いたしました。この土地につきましては、10年ほど前から〇さんが作物等を作付しているということでございます。ちなみに〇さんと〇〇さんはご親戚関係とのこと。それから、譲受人の宮代町の〇〇〇さん、電話にて2月18日午後、確認調査いたしました。宮代町の農業塾を卒業されて、本格的に農業経営をしたいということで〇〇さんの土地を購入して、今後経営を拡大するという事でございます。

細かい詳細につきましては、先ほどの事務局の説明どおりでございます。

それから、調査5項目につきましても特別問題ございません。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。





2月17日、電話で確認をさせていただきました。事務局の説明のとおり、分譲住宅〇棟を建設するというごさいます。

なお、調査5項目につきましても問題ございません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

○会長 調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございませうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決します。

議案第2号、ナンバー3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

◎議案第3号

○会長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、ナンバー1からナンバー3、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

ナンバー1、利用権の設定を受ける者、株式会社〇〇〇〇〇〇。耕作面積〇〇〇アール、利用権を設定する土地、大字椿〇〇〇〇—〇、地目、田、面積1,503㎡。

ナンバー2、株式会社〇〇〇〇〇〇。〇〇〇アール。大字椿〇〇〇〇、田、2,661㎡。

ナンバー3、株式会社〇〇〇〇〇〇。〇〇〇アール。大字椿〇〇〇〇、地目、田、1,398㎡。

利用権を設定する種類、使用貸借。内容、普通畑。始期、令和5年3月1日。終期、令和10年12月31日。期間5年10か月。利用権を設定する者、椿、〇〇〇〇。新規。

ナンバー1からナンバー3の合計面積5,562㎡でございます。

ナンバー1からナンバー3については、株式会社〇〇〇〇〇〇が申請地で麦を耕作するため利用権を設定するものでございます。株式会社〇〇〇〇〇〇は、トラクター等の農機具一式を保有し、農業従事者は〇人でございます。なお、こちらの申請地につきましては、先ほどの議案第2号、ナンバー2で審議いたしました農地改良の案件でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、新規案件でございますので、調査報告を増山委員お願いします。

○農業委員5番 それでは、調査報告いたします。

先ほどの農地改良と関連いたしますので、農地改良後の〇〇〇〇〇〇が借り受けるということですが、条件が整いましたら〇〇さんは相続人がいらっしゃいませぬので、土地を買い取ってもらおうという方向になると言っておりました。〇〇〇〇〇〇については、先ほどご案内のとおりでございます、また調査項目には問題ありません。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 ないようですので、採決いたします。

議案第3号、ナンバー1からナンバー3、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー4、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー4、利用権の設定を受ける者、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。耕作面積〇〇〇〇アール、利用権を設定する土地、大字遠野〇〇〇、地目、田、2,210㎡。設定する利用権、種類、賃貸借、水田、始期、令和5年1月1日。終期、令和7年12月31日。期間3年。借賃、30キロ相当。利用権を設定する者、幸手市、〇〇〇。新規。

ナンバー4については、有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が申請地で水稻耕作を行うため、利用権を設定するものがございます。有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、トラクター等の農機具一式を保有し、農業従事者は〇人でございます。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を増田委員をお願いします。

○農業委員3番 それでは、報告させていただきます。

この件につきましては、2月18日に貸付人の〇〇さん宅を訪問して、本人から直接確認してまいりました。〇〇さんでは、1町2反ほどの所有地のうち1町歩は既に貸していましたが、飯米用として自作していた約2反をこのほど高齢のため〇〇さんに貸すことにしたものです。借受人の〇〇さんにも話を伺いましたが、既に〇〇さんから1町歩ほど借りていたため、今回の約2反も同様に借りることになったものです。中間管理は考えず、直接契約したものです。

調査5項目については問題ございません。

以上です。よろしくご審議お願いいたします。

○会長 ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきましてご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 採決します。

議案第3号、ナンバー4、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー5からナンバー8、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー5、利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇。耕作面積〇〇〇アール。利用権を設定する土地、大字本島字二本木裏〇〇〇、地目、田、面積1,014㎡。

ナンバー6、〇〇〇〇。〇〇〇アール。大字本島字二本木裏〇〇〇、田、931㎡。

ナンバー7、〇〇〇〇。〇〇〇アール。大字本島字二本木裏〇〇〇、田、934㎡。

ナンバー8、〇〇〇〇。〇〇〇アール。大字本島字二本木裏〇〇〇、田、719㎡。

設定する利用権、種類、賃貸借。水田。始期、令和5年3月1日。終期、令和7年12月31日。期間2年10か月。借

賃、30キロ相当。利用権を設定する者、本島、〇〇〇〇。新規。

ナンバー 5 からナンバー 8、合計面積3,598㎡。

ナンバー 5 からナンバー 8 については、〇〇氏が申請地で水稲耕作を行うため、利用権を設定するものでございます。なお、令和 4 年12月31日まで利用権の設定がなされておりましたが、その後継続はされておらず、今回改めて新規として設定をいたすものでございます。

〇〇氏はトラクター等の農機具一式を保有し、農業従事者は〇人でございます。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、調査報告を今野委員お願いします。

○**農業委員 4 番** 議案第 3 号のナンバー 5 からナンバー 8 までについて報告いたします。

この土地につきましては、昨年末まで、先ほど事務局より説明受けましたが、〇〇〇〇から〇〇〇〇さんに3か年の利用権設定をしておりました。今回新たにということで、〇〇〇〇さん、高齢によりまして農地の維持ができなくなったということで、引き続き隣接を耕作している〇〇〇〇さんに利用権設定をお願いするものでございます。内容的には、先ほど事務局が言ったように、全部で4筆3,598㎡、設定期間は3か年ということなのですが、実質的には2年10か月、令和5年の3月1日から令和7年の12月31日の2年10か月であります。

また、調査項目につきましては問題はございません。よろしく審議のほどお願いします。

○**会長** ありがとうございます。調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**会長** ないようですので、採決に移りたいと思います。

議案第 3 号、ナンバー 5 からナンバー 8、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○**会長** 全員賛成。

可決承認いたします。

続きまして、ナンバー 9 からずっと飛んでいきますが、ナンバー 9 からナンバー 27 までを事務局で一括で説明をさせていただきます。

○**書記** それでは、一括で説明をさせていただきます。

ナンバー 9、〇〇〇〇。耕作面積〇〇〇アール。利用権を設定する土地、大字清地字笹内東〇〇〇〇、地目、田、面積499。種類、賃貸借。水田、始期、令和 5 年 3 月 1 日。終期、令和 9 年12月31日。期間 4 年10か月。借賃、30キロ相当。利用権を設定する者、倉松 3 丁目、〇〇〇〇。新規。

ナンバー 9 からナンバー 14 の合計面積は4,135㎡となります。

続いて、ナンバー 15 からナンバー 17、設定する利用権等の内容は同一でございます。

ナンバー 15 からナンバー 17、合計面積4,370㎡。

ナンバー 18 からナンバー 21、合計面積2,534㎡。

ナンバー 22、2,142㎡。

ナンバー 23 からナンバー 24、合計面積2,197㎡。

ナンバー 25、1,606㎡。

ナンバー 26 からナンバー 27、合計面積2,609㎡。

設定する土地、設定する利用権の内容等については、議案書のとおりでございます。

ナンバー9からナンバー27については、〇〇氏が申請地で水稲耕作を行うため、利用権を設定するものでございます。

〇〇氏はトラクター等の農機具一式を保有し、農業従事者は〇人でございます。

以上でございます。

○**会長** 事務局の説明が終わりました。

この件につきましては、若干エリア外の担当の方が該当する場所もございますが、案件が一括しておりますので、濱田委員さんが代表で調査報告をしていただいておりますので、調査報告をお願いいたします。

○**農業委員8番** それでは、調査報告をいたします。

まず、ナンバー9からナンバー14まで、利用権を設定する者、倉松3丁目〇〇〇〇さん、去る2月18日午前中にお邪魔いたしました。この9から14まで、ほかにも全部そうなのですが、今まで佐左エ門の〇〇さんが作付していた土地でございます。〇〇さんに代わりまして、今度〇〇さんが作付するということで、場所につきましては〇〇〇〇の北側になりますか、住宅地ができていところの間に水田地帯がありまして、そちらがナンバー9から13まで。14番につきましては、〇〇〇〇入り口のそばということで、全部現地は確認させていただきました。

続きましてナンバー15から17、こちらは、清地の〇〇〇〇さん、豊後にお住まいの方です。やはり〇〇さんが今まで作付をしていた土地でございます。引き続き〇〇さんが今後3月1日付で契約するというのでございます。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇のすぐ北側、それと豊後地内は〇〇さんのご自宅のすぐ裏になっております。

続きまして18から21、〇〇〇〇さん、堤根の方でございます。今まで〇〇さんが耕作していた土地を、今度〇〇さんがということでございます。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇西側の耕地でございます。

続きまして22番、〇〇さん、これは1筆ですね。場所につきましては、〇〇〇〇南側に1枚〇〇さんの土地がございます。確認しまして、やはり今まで〇〇さんが作付した土地でございます。

それから、ナンバー23、24、〇〇〇〇さん。やはり2月18日に調査にお邪魔しました。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から入ったすぐ〇〇〇の手前2筆の田んぼでございます。これも〇〇さんが作付していた土地でございます。

それと、ナンバー25、〇〇〇〇さん。この方、せがれさんが出ていってまして、今まで〇〇さんが作付した土地を、引き続き〇〇さんに作付してもらうということです。2月18日午前中、お邪魔いたしました。場所につきましては、先ほどの〇〇さんが耕作しておりました〇〇〇〇南側の隣でございます。

続きまして、ナンバー26、27、利用を設定する者、〇〇〇〇さん。2月17日午後、ご自宅にお邪魔して確認をしました。やはり〇〇さんが作付をした土地でございます。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇北側の土地でございます。

9からこの27まで利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇さん。この方、幸手市で農業を行ってございまして、先ほど事務局の説明したとおりですが、〇人で農家を経営しているということでございます。

調査5項目等につきましては問題ございません。

以上調査報告となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

○**会長** ありがとうございます。それでは、今調査報告が終わりました。

この件につきまして質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。

はい、どうぞ。戸賀崎君。

○**農業委員10番** 今の関係ですけれども、〇〇さん、この方私も知っている方なので、特に問題はないのですが、〇〇さんが作っていた土地ということでございます。これほどの土地を何で、〇〇さんが作れなくなった理由は何でしょ

うか、大口の方がこれだけの面積をやらなくなったという理由は、それによって今後の私どもの考え方が、先ほど言ったように、遊休農地や、あるいはほかの土地の関係だとかというものについて、あっせんなどもなかなか難しくなってくるなどという懸念がありますものですから、〇〇さんが作れなくなった理由は何でしょう。ちょっとお願いします。

○書記 今のご質問なのですけれども、〇〇氏はご自身の体調不良等により、作付が難しくなると、そういうことで〇〇さんが利用権設定をして耕作するという理由でございます。

○会長 よろしいですか。

○農業委員10番 失礼します。そうしますと、今現在〇〇さんが作っている土地にも、あるいはお借りしている土地についても、今後皆さん方も依頼している方がいらっしゃると思うのですが、やらなくなったということで、またこういうものが出てくるということを危惧してよろしいですね。

○会長 私から答えますと、危惧というよりも、〇〇さんは逆に言えば廃業に近いような状況でございますので、今まで作っていたのがうちのほうにもあるのですけれども、こちらも耕作者が代わるということを知っていますので、かなりの面積、確かに耕作30、40町歩ぐらいやっていましたでしょうか。その面積がどこかに配分されるかなど。やってくれる人がいればありがたいのですけれども、恐らくこの時期ですから、大体作る方はほとんど決まっていると思うのですが、ただ表面的に出てきているのが今この数字だけということをご理解いただきたい。

よろしいでしょうか。

○農業委員10番 はい。

○会長 ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決いたします。

ナンバー9から27、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認といたします。

続きまして、議案第3号、ナンバー28から32、事務局の説明をお願いします。

○書記 ナンバー28から32につきましては、農地中間管理事業に伴います案件でございます。

ナンバー28、利用権の設定を受ける者、埼玉県農林公社。利用権を設定する土地、大字堤根字廣島〇〇〇〇—〇、田、1,986㎡。

ナンバー29、埼玉県農林公社。大字堤根字廣島〇〇〇〇、田、1,239㎡。

ナンバー30、埼玉県農林公社。大字堤根字廣島〇〇〇〇、田、1,181㎡。

ナンバー31、埼玉県農林公社。大字堤根字廣島〇〇〇〇、田、1,610㎡。

ナンバー28からナンバー31、合計面積6,016㎡。

設定する利用権、賃貸借。水田。始期、令和5年5月1日。終期、令和15年4月30日。期間10年。借賃、30キロ相当。利用権を設定する者、堤根、〇〇〇〇。新規。

ナンバー32、埼玉県農林公社。大字堤根字廣島〇〇〇〇、田、960㎡。設定する利用権、賃貸借、水田。始期、令和5年5月1日。終期、令和15年4月30日。期間10年。30キロ相当。利用権を設定する者、清地3丁目、〇〇〇〇。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

こちらは会社の関係でございますので、調査報告はございません。

ご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第3号、ナンバー28から32、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎議案第4号

○会長 続きまして、議案第4号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について、ナンバー1からナンバー5、事務局の説明をお願いします。

○書記 議案第4号 農用地利用配分計画（原案）に係る意見について。

ナンバー1からナンバー5については、こちらにつきましても、先ほどの議案第3号、ナンバー28からナンバー32の農地中間管理事業に伴うものでございます。

ナンバー1、賃借権の設定を受ける者、〇〇〇〇。賃借権の設定を受ける土地、大字堤根字廣島〇〇〇〇一〇、田、1,986㎡。

ナンバー2、〇〇〇〇。大字堤根字廣島〇〇〇〇、田、1,239㎡。

ナンバー3、〇〇〇〇。大字堤根字廣島〇〇〇〇、田、1,181㎡。

ナンバー4、〇〇〇〇。大字堤根字廣島〇〇〇〇、田、1,610㎡。

ナンバー5、〇〇〇〇。大字堤根字廣島〇〇〇〇、田、960㎡。

設定する権利、賃貸借。水田利用。始期、令和5年5月1日。終期、令和15年4月30日。期間10年。借賃、30キロ相当。地権者、堤根、〇〇〇〇。

ナンバー5については、清地3丁目、〇〇〇〇。

こちらについては、事務局としましては妥当であると判断しております。

以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

事務局とすれば意見なしということでございますので、よろしいでしょうか。

ご質疑を受けたいと思いますが、何かございますか。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長 それでは、採決に移ります。

議案第4号、ナンバー1からナンバー5、賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長 全員賛成。

可決承認いたします。

◎専決報告

○会長 続きまして、専決報告、順次お願いいたします。事務局の説明。

○書記 専決報告、農地法第18条第6項の規定による通知書について。

まず、ちょっとこちらの議案のほうなのですけれども、ナンバー1-1、地目が田となっているのですが、地目のほう畑のほうで訂正をお願いいたします。

ナンバー1-1、大字堤根字荒田〇〇〇〇—〇、畑、1,195㎡。ナンバー1-2、堤根荒田〇〇〇〇—〇、田、1,469㎡。ナンバー1-3、堤根荒田〇〇〇〇、田、1,225㎡。ナンバー1-4、堤根荒田〇〇〇〇、田、875㎡。合計4,764㎡。賃貸人、堤根、〇〇〇。賃借人、宮代町、〇〇〇。令和5年2月9日付（基盤法）。

こちらについては、先ほど議案第1号、ナンバー4に伴うもので、利用権の設定を解除したものでございます。以上でございます。

続きまして、専決報告のほうを続けさせていただきます。農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用に関する専決について。

ナンバー1-1、倉松1丁目〇〇〇、畑、1,461㎡。ナンバー1-2、倉松1丁目〇〇〇—〇、畑、665㎡。合計2,126㎡。譲渡人、倉松2丁目、〇〇〇〇。譲受人、神奈川県川崎市、株式会社〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、店舗敷地。令和5年1月16日付。

ナンバー2、内田3丁目〇〇〇〇—〇、田、131㎡。譲渡人、宮代町、〇〇〇〇。譲受人、内田2丁目、有限会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、駐車場。令和5年1月26日付。

ナンバー3-1、清地3丁目〇〇〇—〇、田、155㎡。ナンバー3-2、清地3丁目〇〇〇—〇、田、165㎡。合計320㎡。譲渡人、清地3丁目、〇〇〇〇。譲受人、宮代町、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。転用目的、専用住宅。令和5年1月26日付。

以上でございます。

○**会長** 専決報告まで終わりました。

議案は以上でございます。

#### ◎閉会の宣告

○**副会長** それでは、これをもちまして第2回杉戸町農業委員会総会を閉会いたします。

今回は、3月24日金曜日14時から第1庁舎3階会議室を予定しております。

大変お疲れさまでございました。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年2月24日

議 長 後 藤 勇

署 名 委 員 井 上 清 一

署 名 委 員 加 藤 亙